

博士論文 「中世の歌学と歌学書の研究」要約
Studies on medieval waka poetics and books of waka scholarship

舘野文昭

【目次】

序章

第Ⅰ部 初期御子左家の歌学

- 第一章 藤原定家における三代集注釈の位相
— 『僻案抄』を中心に—
- 第二章 藤原俊成・定家の『奥義抄』認識

第Ⅱ部 鎌倉後期成立の歌学秘伝書

- 第三章 歌学秘伝書諸本研究の課題
— 『悦目抄』広本と略本の関係为例として—
- 第四章 『和歌無底抄』諸本の考察
- 第五章 中世歌学秘伝と歌学書の創出・伝授
— 『和歌古今灌頂卷』『悦目抄』を中心に—

第Ⅲ部 南北朝期歌学書『或秘書之抄出』考

- 第六章 南北朝期武家歌人京極高秀とその歌学
- 第七章 『或秘書之抄出』伝本稿
- 第八章 『或秘書之抄出』の生成と享受

第Ⅳ部 室町期冷泉流歌学周辺資料考

- 第九章 三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収古今注考
- 第十章 冷泉為広の『古今集』研究
- 第十一章 『古今和歌集聞書〔冷泉流〕』考

第Ⅴ部 歌学知と説話

- 第十二章 行基婆羅門和歌贈答説話の変容
- 第十三章 金源三伝承考

終章

【総論】

本論文は、日本中世における歌学と歌学書の諸問題について論じるものである。院政期から戦国期に至る中世という時代に、歌学とそれを納める器である歌学書が如何に存在し、どのように捉えられてきたのか、その一端を探ることを目的とする。

そもそも歌学とは和歌に関する知識・学問のことである。一概に歌学といっても、それには知識としての側面と、営為としての側面がある。即ち、歌学のあり方を考察するという事は、中世においてはどのような知識が歌学知として生成し、享受されてきたのかという問題を考察すると同時に、中世の歌人・歌学者たちが、そうした歌学知を如何に生み出し、学び、享受していったのかという問題を同時に考えることである。

そして歌学について考察するという事は、必然的に歌学書について考察するという事に結びつく。歌学においては、非文献的な口伝により授受された歌学知も存在したであろうし、実はそれがかなり大きなウェイトを占めていたのでは無いかとも思われるけれども、口伝が文献資料として遺されていない以上、現在にまで伝わる歌学書に頼らざるを得ない。中世において行われていた歌学知を探るには、その時代に成立した歌学書に記される内容の検討が不可欠である。営為としての歌学のあり方を探るに際しても、歌学書の記述は有用であるし、さらに歌学書がどのようにして創出され、どのように伝授がなされたのか、という視点は欠かせまい。本論文は「中世の歌学と歌学書の研究」と題するが、歌学の研究と歌学書の研究とは、当然のことながら不可分の関係にあるものである。

ところで一概に歌学知とは言っても、その内実には大きな幅がある。中世の歌学において聖典として扱われた『古今集』に関する注説が重要な歌学の一要素であることは勿論のこと、難義語の注釈から、歌会作法、和歌の詠み方、勅撰和歌集の撰集故実、和歌史の知識、歌人に纏わる説話、審美的歌論など、様々な内容の知が歌学知として捉えられるのである。歌学書を集成した叢書として『日本歌学大系』（正十巻、別十巻）が知られているが、これを繙けば、歌学と呼び得る範囲の広大なことは直ちに了解出来るであろう。同時に歌学書の書物としての性格もまた一様では無いということも、『日本歌学大系』所収の諸書から明らかである。

歌学書と言ってもその成立事情や享受の実態は千差万別である。例えば、藤原清輔や藤原俊成・定家、あるいは正徹・宗祇といった歌壇史上無視することの出来ない有名歌人・歌学者によって著された著作もある一方、作者を如上の人物に仮託した所謂「偽書」、さらにはいつ誰が作成したのか不明な書物まで、様々である。それゆえ歌学の考究に当たっては多様な要素を総合して考える必要がある。そのため本論文で取り上げる問題も必然的に多岐に亘るが、主として歌学書を中心とする文献資料の調査・読解に基づいた考察により論述を行った。

本論文はV部十三章より構成される。第I部を「初期御子左家の歌学」、第II部を「鎌倉後期成立の歌学秘伝書」、第III部「南北朝期歌学書『或秘書之抄出』考」、第IV部「室町期冷泉流歌学周辺資料考」と題して、それぞれ鎌倉初期、鎌倉後期、南北朝期、室町期に成立したと考えられる歌学書を取り上げ、それぞれの時代の歌学と歌学書のあり方を考えるにあたって重要でありながらも、未だ議論が十分であるとは言えない問題について論じる。第V部「歌学知と説話」では、歌学知と密接に関わる説話を取り上げる。

【各章の要約】

第I部 初期御子左家の歌学

院政期から鎌倉期にかけての歌学に関する重要な出来事として、歌道家としての御子左家の確立が挙げられる。御子左家は、中世を通じて支配的権威を有した歌道家であり、中世の歌学を論ずる上で、避けては通れないテーマであると言える。第I部では、初期の御子左家——即ち藤原俊成（一一一四～一二〇四）・定家（一一六二～一二四一）期の御子左家の歌学について、歌学書の記述から分析を行った。後代、規範として仰がれる御子左家の・歌学及び歌学書がどのような位相において生成したのかという問題、同時に対立する歌道家である六条藤家の歌学をどのように認識し、受容していたのかという問題等を考察した。具体的には定家の著した三代集の注釈書を中心に取り上げる。

第一章「藤原定家における三代集注釈の位相—『僻案抄』を中心に—」

本章では藤原定家撰『僻案抄』を取り上げ、定家歌学における三代集注釈の位置付けを試みた。

定家には『古今集』の注釈書である『頭注密勘』（承久三（一二二一）年成立）、『後撰集』・『拾遺集』の注釈書である『三代集之間事』（貞応元（一二二二）年成立）、そして三代集の注釈書である『僻案抄』（嘉禄二（一二二六）年成立）という三代集注釈に関する著作がある。同時期に定家は三代集の証本追及を行っており、それと三代集注釈とは密接に結びつくものとして理解されることが多かった。

しかし『僻案抄』掲出の三代集本文と定家筆の定家本三代集とを比較したところ、両者の本文には異同が見られた。仮名遣いの不徹底や、定家本『後撰集』の本文と齟齬する内容を持つ注記も存し、定家は『僻案抄』撰述に当たって、自家証本を座右に置いていないかと思えるのである。定家の三代集証本の書写と注釈書撰述と

の間には一定の距離があることは明白なのである。

証本追及作業を定家の歌学的営為の中心に据えるならば、三代集注釈は周縁的なものであると位置づけられるものであり、六条藤家歌学に倣って試験的意識のもとに行われていたものであろうと結論付けた。

第二章「藤原俊成・定家の『奥義抄』認識」

本章では第一章の考察の結果を受けて、俊成・定家の歌学にとって、六条藤家歌学がどのような対象であったかという問題を考察した。

『六百番歌合』の俊成判詞を先ず検討した。そこでは清輔『奥義抄』の全面的否定では無いものの、六条藤家に対して批判的な言辞が鏝められていることを確認することが出来た。

その一方、定家の『三代集之間事』『僻案抄』の記述を見ると、俊成が清輔及び『奥義抄』を高く評価していたことが示されており、『六百番歌合』の俊成判詞の内容と齟齬が見られる。その他にも、定家の歌学書には、六条藤家の重代の歌学を重んずるような記述が存することも確認出来るのである。

この現象は、両者の著された時代の相違によるものでは無いか。即ち、『六百番歌合』の時代は、顕昭のような御子左家に抗しようとする六条藤家歌人が存在しており、俊成も御子左家の立場からそれらに対する必要があったため、仮に六条藤家歌学の中に評価したい内容があったとしても、それを表立って発言することは憚られたのでは無いかと思量されるのである。けれども定家が三代集注釈書を撰述した頃には、顕昭も没し、歌壇において六条藤家が定家に抗し得る力を持たなくなっており、その結果として、六条藤家歌学を称賛するような本文を記し得たものだろう。また、定家が六条藤家の説を自家説に取り込むことを可能にしたのも、こうした時代性によるものと考えられるのである。

第Ⅱ部 鎌倉後期成立の歌学秘伝書

鎌倉後期になると、歌道家の周辺で無数の歌学秘伝が成立し、授受がなされたことが知られている。第Ⅱ部ではこの歌学秘伝の問題を取り扱った。鎌倉期に成立した秘伝性の高い歌学書を取り上げ、考察した。この種の歌学書は、中世を通じて影響力を持ったものと考えられ、中世の歌学を考える上で無視できないものとなっている。しかし、荒唐無稽な内容を含んでいたり、正統的な歌学書に比べて諸本の状況が複雑であるという印象から、新規の研究者の参入が難しくなっている。三輪正胤氏『歌学秘伝の研究』（風間書房、一九九四）という記念碑的研究成果はあるものの、その重要性に比して、研究は十分では無く、課題も多いものである。

第三章「歌学秘伝書諸本研究の課題—『悦目抄』広本と略本の関係为例として—」

本章では伝藤原基俊撰『悦目抄』諸本の問題に関して、その広本と略本の先後関係について考察を行った。

最新の和歌文学辞典である『和歌文学大辞典』（古典ライブラリー、二〇一四）では両者の関係について、「略本から広本へと増補された」と記されるが、十分な根拠がある訳では無い。そこで両系統の本文と『悦目抄』の原拠である『和歌三重大事』とを比較し、さらに跋文における両系統の本文異同について検討した結果、広本は略本に先行するものであり、その逆は考え難いものであると結論付けることが出来た。

三輪正胤氏が『悦目抄』系歌論として整理する諸書は、諸本の状況が複雑を極め、単線的な系統図で把握することが困難である。恐らく現存の伝本から、その全容解明は不可能であると考えられる。しかし問題を広本と略本との関係に限定して比較検討したところ、明確な結論を出し得たのである。『悦目抄』系歌論に限らず、諸本の様態の複雑な歌学秘伝書類の諸本研究については、いきなり全体像を把握しようとするよりも、対象を限定した考察を積み重ねてゆく方法が、有効なのではないかという考えを提示した。

第四章「『和歌無底抄』諸本の考察」

本章では『悦目抄』系歌論のうち、『和歌無底抄』（三輪氏前掲書が「和歌無底抄系」と呼ぶ諸本）に限定して考察を行った。

『和歌無底抄』は延宝版本を底本とする『日本歌学大系』所収本が唯一の公刊テキストであり、研究者の間でも流布本的地位を得ている。その奥書に二条為氏・為世の名が見えることから、為世（二条家）流の偽書としての印象が強く、三輪正胤氏前掲書も「為世流」の秘伝書として整理する。

しかし、書写が古く（室町時代中期）、素性の良い伝本である龍谷大学図書館蔵『大綱初心』の奥書には為氏・為世の名が見えず、『和歌無底抄』が原初的には為世流とは別の場で生成した可能性を示唆するものである。そこで現存諸本を調査し、七種に分類して整理した上で諸本の奥書・内容・構成を比較検討し、二条家の人名が見える奥書は改編された結果生じたものであり、本来は、冷泉流と呼ぶべき場において生成・享受されたものであるということを明らかにした。また本文内容からも『和歌無底抄』が冷泉流と呼び得るものであることを論じた。

これも、対象とする諸本を限定して考察を行うことで得られた成果であり、歌学秘伝書の諸本研究において、先に示した方法が一定の有効性を持つことが確認出来た。

また諸本の生成過程についての新たな見取り図を示した。

第五章「中世歌学秘伝と歌学書の創出・伝授—『和歌古今灌頂巻』『悦目抄』を中心に—」

本章では密教思想の影響が見られる『和歌古今灌頂巻』と『悦目抄』の両歌学書を取り上げ、その奥書や本文を検討することで、歌学秘伝を享受する人々がこれらの書に何を求めていたのかを考察した。

先ず前提として、藤原清輔『奥義抄』下巻余の記述を起点として、歌学秘伝が仏教・密教との強い結びつきの中で生成・展開してきたものであることを確認した。

続いて『和歌古今灌頂巻』と『悦目抄』両書には詠歌に関する事柄を仏教思想に付会する言説が見られることを確認し、中世の詠歌者たちが和歌に仏教的意味づけを求めていたという点を指摘した。

さらに『和歌古今灌頂巻』に付載する「古今相承血脈譜」なる偽作系図や、『悦目抄』の偽作相伝奥書の内容を具体的に確認し、歌道家へと連なりたいという中世歌人たちの願望を指摘した。歌学秘伝の偽書は、正統な歌道家に相伝されていたことを偽装しており、こうした書を手に入れることで、歌道家と縁の無い歌人でも、自らが歌道家に連なったという認識を持つことが出来、さらに歌道において師たる資格も得るという現象が確認出来たのである。

さらに歌学秘伝書の中で伝本が最も多く、広く流布したと見られる『悦目抄』に注目する。『悦目抄』は『和歌古今灌頂巻』とは異なり、実際に和歌を詠むに当たって役に立つと思われる内容が主体となっている。『悦目抄』の流布の背景には、詠歌に当たっての実用的側面も無視できないであろうことを述べた。

最後に歌学秘伝の実利的な側面（伝授を受ける代価として被伝授者（弟子）から伝授者（師）へ金品が与えられるということ）についても少し触れた。

第Ⅲ部 南北朝期歌学書『或秘書之抄出』考

南北朝期には、武家の力が強くなり、和歌史においても武家歌人が大きな役割を果たすようになった。冷泉為秀（～一三七二）の死後、冷泉家の蔵書の散佚を防ぐために、幕府の有力者であり、為秀の門弟でもあった京極高秀（～一三九一）が、冷泉家の蔵書を預かるに至ったのはその象徴とも言える。武家歌人が歌道家の歌学をどのように享受したのかというのは、南北朝期歌学における重要なテーマであることが間違い無い。第Ⅲ部では、京極高秀の手になる『或秘書之抄出』という歌学書に焦点を当てた。この歌学書は従来ほとんど論じられることはなかった書である。影響力の大きな歌学書ではないが、武家歌人と歌学との関係を考察するための格好の材料となるのに加え、その書物としての生成・享受の有様は、南北朝期に限らず、中世の歌学書の生成・享受の一つの典型を示すものであると思われる。

第六章「南北朝期武家歌人京極高秀とその歌学」

本章では先ず撰述者である京極高秀について考察した。

京極高秀は冷泉為秀の死後その蔵書を預かっていたことから、冷泉派歌学の庇護者としての印象が強かった。しかし高秀の歌学的著作である『或秘書之抄出』と『古今漢字抄』との内容を具体的に検討したところ、特に冷泉流歌学を受けた者としての立場は確認出来なかった。高秀は必ずしも冷泉派歌道の庇護者という訳では無いことが確認された。冷泉家関係者の冷遇された『新後拾遺和歌集』においても高秀は厚遇されているところなどからも、当時の歌壇では、高秀は冷泉派とは見做されていなかったということが窺える。

このような点を考慮して、当時の上級武家歌人というのは、歌道家の内部では無く、歌道家同士の対立の外縁にあって歌道を庇護した、という評価が妥当なのでは無いかと推定した。

附節として高秀の和歌を集成し、検討を行い、後代の冷泉家においてもそれなりの存在感があったことも確認した。

第七章「『或秘書之抄出』伝本稿」

本章では『或秘書之抄出』の伝本を調査し、系統分類を行った。

諸伝本は甲乙丙の三類に分類し、甲類をさらに、i 「『或秘書之抄出』単独本」、ii 「『和歌手習口伝』『後鳥羽院御口伝』『或秘書之抄出』合写本」、iii 「「松の戸」本」の三系統に分類出来ることを提示し、各伝本の概略を示した。甲類Ⅱ系統の伝本は他書と合写されて伝わる場合が多く、合写される書目は伝本により異なるものの、共通する書目も多いことも確認した。

また、各類の主要な本文異同を提示し、考察を行った。甲類本と乙類本との間の異同が比較的少ないの比べ、甲乙類と丙類本との間には異同も多く、転写の過程で生じた異同とは言えないような異同も存していた。それら異同を検討した結果、丙類本の祖本は草稿本であり、甲乙類の祖本が清書本であった可能生を仮に示した。

猶、章の冒頭に系統分類の目安となる本文異同二箇所を示しておいた。

第八章「『或秘書之抄出』の生成と享受」

本章では『或秘書之抄出』の生成と享受について考察し、同時代の歌学のあり方の一面を探った。

『或秘書之抄出』は二十八条からなる一つ書形式の歌学書である。この書は、奥書から既存の歌学書を抄出することで成立している歌学書であることが窺える。ここではその抄出のされ方について検討した。

その結果、抄出の母体となる「或秘書」とは秘書である『悦目抄』であることを示

し（一条のみ『愚問賢注』）、『或秘書之抄出』という書が先行歌学書から本文を抄出し独自の観点から再秩序化したものであることを明らかにした。

また『〔冷泉家〕和歌秘々口伝』という歌学書に『或秘書之抄出』の影響が見られることを指摘した。

そもそも『或秘書之抄出』の抄出母体である『悦目抄』も、様々な先行歌学書の記述を抄出引用することによって成っている書物である。その『悦目抄』から『或秘書之抄出』、そしてさらに『或秘書之抄出』から『〔冷泉家〕和歌秘々口伝』へ、同じ内容が新たな歌学書に次々と繰り返し再生産される様相を確認することが出来たのである。このように抄出・再構成により新たな書が生成してゆくあり方に、中世における歌学テキスト生成の典型を見ることが出来るものと考えた。

第Ⅳ部 室町期冷泉流歌学周辺資料考

室町期にも無数の歌学書が成立したが、十分な紹介・検討がなされていない資料も数多い。特に、中世に数多くの『古今集』注釈書が成立したことが知られているが、二条家流の注に比べて、冷泉家流の注釈書は少なく、紹介も十分で十分に進んではない。そこで第Ⅳ部では、室町期に成立したと考えられる冷泉流歌学、特に古今学に関連する資料について、紹介と考察を行った。冷泉家は中世を通じて現代にまで命脈を保つ歌道家であるが、依然として明らかになっていない室町期の冷泉家の歌学の様相の一端を探ることも第Ⅳ部の目的の一つである。

第九章「三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』所収古今注考」

本章では、今まで見過ごされてきた『古今集』注釈書として、三康文化研究所附属三康図書館所蔵の『為和秘抄』という写本に他書と合写される形で伝わる佚名の『古今集』注釈書を紹介し、その内容について検討を行った。

同古今注は主として清濁・読み癖注記に主眼を置く注であり、冷泉流の立場で記される、独自性の高い注釈書である。内容を具体的に分析し、他書との比較検討を行ったところ、冷泉家当主の手になる注とは考えられないけれども、実際の冷泉家において行われていた注を含むものであることが確認出来た。

結論として、この注釈書は数少ない室町期の冷泉流『古今集』注釈書として位置付けられる。そして室町後期の冷泉家当主である冷泉為和（一四八六～一五四九）から注説の伝授を受けた者が為和説を核として、周辺で行われている説なども併せてまとめたものではないかと推測した。

その他、『日本書紀』注釈の中で生成したと思しき注説が含まれている点も指摘した。

第十章「冷泉為広の『古今集』研究—広島大学蔵伝上冷泉為和筆〔江戸前期〕写『古今聞書』を手掛かりに—」

本章では広島大学蔵伝冷泉為和筆『古今聞書』という資料を用いて、冷泉為広の『古今集』研究について考察した。

該本は飛鳥井家の榮雅の説を伝える『蓮心院殿説古今集注』の一伝本であるが、冷泉家の立場による膨大な書入が存するという特徴を有する。また末尾に「後来迎院御注分」として、為広（＝後来迎院）のものと思しきまとまった注説を載せている。ここではこの注説を為広の注説として捉え、具体的検討を加えた。

検討の結果、その内容の大部分は保元二年奥書清輔本『古今集』の末尾の目録、及び勘物をそのまま無批判に抄出したものであることが判明した。これは為広が清輔本に関心を持っていたことを示唆するものであり、室町期の清輔本享受の例としても貴重なものであると考えられる。

そしてこの為広の清輔本享受は、門弟組織の為に必要な『古今集』研究の一環として位置づけられる可能性を示した。

第十一章「『古今和歌集聞書〔冷泉流〕』考」

本章では、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』（勉誠出版、二〇〇七）が「古今和歌集聞書〔冷泉流〕』考」という題目で整理する『古今集』注釈書について、具体的に検討した。

この注釈書の奥書を見ると冷泉家流の注であることが示される。その一方で、近世中期の冷泉家当主である為村（一七一〇～一七七四）が「用捨有るもの」と判断しており、当時の冷泉家にとって内容に問題のある注である、見做されていたことも確認出来る。

内容を検討したところ、冷泉流であるものの、冷泉家からはやや隔たった所で成立した、一種の歌学秘伝書であることを確認することが出来た。登場する人名・書名などから、成立時期を南北朝後期～室町初期以降の、それをさほど下らない時期と推定した。

さらに、その本文に関しては『詞林采葉抄』の影響を色濃く受けていることを明らかにし、冷泉流の歌人・連歌師が作者として想定されている『六花集注』とその成立圏が重なることを示した。

そして第十章で取り上げた広島大学蔵伝上冷泉為和筆〔江戸前期〕写『古今聞書』の行間書入が同古今注を利用していることを示し、冷泉為広もしくは為和によって同古今注が享受された可能性が高いことを提示した。

以上三章で取り上げた資料は、それぞれ性格を異にしつつも、何れも室町期冷泉家歌学を考える上で貴重なものである。これらの資料を検討した結果見えてきたのは、室町後期の冷泉家当主である為広・為和期に冷泉家歌学（古今学）の展開があったという点である。為広・為和期の冷泉家は、歌学史においても画期であったと言えるのである。この為広・為和期の冷泉家歌学の具体的展開については、さらなる検討が必要である。今後の歌題としたい。

第Ⅴ部 歌学知と説話

歌学と説話は密接な関係にある。古歌や歌人に関する説話が歌学知として伝授されているということは、多くの歌学書の記述から明らかである。第Ⅴ部では、歌学書ではなく説話の側に焦点を当てて考察を行った。和歌に関わる説話を分析することにより、歌学知の有り様を探ることを試みた。和歌に関する説話を記す歌学書は多い。中世の歌学においては、説話が歌学知として機能していると言える。それゆえ、歌学書に見える説話や、あるいは当時存在していた歌学知を背景として成立したと見られる説話の考察は、中世歌学研究の重要な一要素なのである。

第十二章「行基婆羅門和歌贈答説話の変容」

本章では、東大寺の縁起の中で生まれた、難波津における行基と婆羅門僧正との和歌贈答説話について考察した。同説話は、東大寺の縁起と関わるもので、婆羅門僧正と行基が難波津で和歌の贈答を行い、行基が文殊の化身であることが明らかなる、という逸話である。この贈答歌は仏教系テキストのみならず、『拾遺和歌集』をはじめとする和歌系テキストにおいて受容が目立つという特徴を持つ。ここでは和歌系テキストにおけるこの説話の受容の様相を具体的に分析することで、仏教史における重要な説話であったこの説話が、歌学の中に取り込まれ、変容してゆく様相を辿った。

まず、平安期の和歌序の本文に見える同説話の様相を確認した。その結果、本来は和歌史的に意味を持つものではなかったこの説話は、「難波津」という、和歌史的にも重要な地名に関わるものであったが故に、『古今集』仮名序に「御門の御始めなり」として見える「難波津に咲くやこの花冬こもり今は春へと咲くやこの花」という歌（王仁が仁徳天皇に献じた歌とされる）の代替として、和歌の起源譚的に用いられるようになったと考えられることを指摘することが出来た。そして、和歌史的にも重要な意味を獲得したこの説話が、和歌の仏教的の意義を高めるため利用されたことを論じた。

そして、院政期歌学においては「権化の歌」という文脈で注目されるようになったことを確認した。

第十三章「金源三伝承考」

本章では、室町期に広範に流布したと思しい金源三という人物の和歌に関する説話を取り上げ、歌学書には記述されない歌学知の抽出を試みた。

同説話は、『壺囊鈔』と『雲玉和歌抄』に見える説話である。両書の説話内容には小異があるが、金源三なる身分の低い歌人が「わがひのもと」という語を和歌に詠み込んだところ、彼のような身分の者には相応しく無い表現であるとして認められなかったという説話である。

『壺囊鈔』に見える説話では、「わがひのもと」ではなく「このひのもと」ならば認められる、という記述が見られる。そこで「わがひのもと」と「このひのもと」の和歌における用例の調査を行った。その結果、室町期の和歌においては、「わがひのもと」という語の使用例は御製に限られ、この語は人臣は詠むべきでは無いものと認識されていたことが確認できた。その一方で「このひのもと」の使用例は室町期の人臣詠に増加しており、同時代においては、「このひのもと」であれば人臣も詠むことが許される、という認識があったものと思われる。

室町期において、「わがひのもと」は人臣が使用を憚るべき、ある種の禁制詞であったと見られる。このような歌学知が説話生成の背景にあったことを確認した。また、この説話が口承的に流布することにより、「わがひのもと」を禁制詞とする歌学知も同時に広まるものであるということを述べた。

さらに、従来は指摘されていなかった史料を用いて金源三の実像についても考察を行い、金原三が鎌倉初期に京においてそれなりの知名度を持った金商人であった可能性を示した。